

## 秋田市住宅リフォーム支援事業実施要綱

〔平成26年3月25日〕  
市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市民が行う住宅の増改築およびリフォーム工事に補助金を交付することにより既存住宅の居住環境の質の向上ならびに建設業を始めとした関連業界への経済波及効果を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 増改築 既存の住宅に増築すること、又は既存の住宅の一部を解体し造り替えること。
- (2) リフォーム 住宅の機能や性能を維持向上させるため、住宅および住宅の一部の修繕、模様替え等を行うこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、市税の滞納がなく、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自ら居住するため所有する住宅の増改築又はリフォーム（以下「リフォーム等工事」という。）を行う者
- (2) 自ら居住する住宅であって、配偶者、親（配偶者の親を含む。）又は子が所有するもののリフォーム等工事を行う者
- (3) 自らが所有する住宅であって、親（配偶者の親を含む。）又は子が居住するもののリフォーム等工事を行う者
- (4) 親（配偶者の親を含む。）又は子が所有し、かつ、居住する住宅のリフォーム等工事を行う者

2 前項第1号および第2号に規定する補助対象者ならびに同項第3号および第4号に規定する補助対象者の親又は子には、東日本大震災に起因

して、避難し、現に市内に居住している者を含むものとする。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、市内に存し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(1) 一戸建て住宅（併用住宅については、居住部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の2分の1以上であること。）

(2) マンション等の共同住宅（自ら居住の用に供する専有部分）

(補助対象工事等)

第5条 補助金の交付の対象となる工事は、前条のいずれかの要件に該当する住宅について行う工事で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) リフォーム等工事に要する費用（消費税および地方消費税の額を含む。）が50万円以上（自然災害に伴う被害の復旧のためのリフォーム等工事にあつては、20万円以上）であり、別表に掲げるリフォーム等工事であること。

(2) 補助対象者が申請する年度内において市長の指定する期日までに完了した工事であること。

(3) 市内に本店を有する建設業者等（自然災害に伴う被害の復旧のためのリフォーム等工事にあつては、市外に本店を有する建設業者等を含む。）が施工する工事であること。

(4) 自然災害に伴う被害の復旧のためのリフォーム等工事にあつては、当該自然災害に伴う被害であることについて市長の証明を受けたものであること。

2 次に掲げる工事に要する費用については、補助金の交付の対象としない。

(1) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事

(2) 門および塀等の外構工事

(3) 住宅から独立した車庫、物置およびカーポート等の住宅の附属建築物に係る工事

(4) 併用住宅のうち居住部分以外に係る工事

(5) 秋田市多世帯同居推進事業補助金、秋田市空き家定住推進事業補助金又は秋田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の対象となる工事およびその工事と同一の工事請負契約に含まれるその他の工事

(6) 国又は県が実施主体となる補助金（国費が充当されるものに限る。）の補助対象となる工事およびその工事と同一の工事請負契約に含まれるその他の工事

(7) 前6号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でないと認める工事および工事費用

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、一律5万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条の補助金の交付の対象となる住宅が、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく秋田市中心市街地活性化基本計画（平成29年3月24日内閣総理大臣認定）において設定された中心市街地に存する場合の補助金の額は、一律10万円とする。

3 前2項の規定にかかわらず、自然災害に伴う被害の復旧のためのリフォーム等工事にあつては、当該リフォーム等工事に要する費用および諸経費を合計した額（消費税および地方消費税の額を含む。）に10分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、5万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の完了後、市長が指定する期日までに、住宅リフォーム補助金交付申請書兼市税納付に関する調査同意書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）を、次条に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、過年度の申請を含めて当該住宅につき2回限りとする。ただし、同一年度中の補助金の交付申請は、1回限りとする。

3 前項の規定にかかわらず、自然災害に伴う被害の復旧のためのリフォーム等工事にあつては、一の自然災害につき1回に限り補助金の交付を

申請できるものとする。

4 前2項について、不交付の決定がされた補助金の交付申請は、申請の回数に含めないものとする。

(申請時の添付書類)

第8条 前条第1項の補助金交付申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工事請負契約書又は請書の写し（自然災害に伴う被害の復旧のためのリフォーム等工事にあつては、この限りではない。）
- (2) 工事内訳見積書の写し
- (3) 補助対象工事を行う住宅の外観全景ならびに工事部分の着手前、施工中および完了後の写真
- (4) 自然災害に伴う被害の復旧のためのリフォーム等工事にあつては、工事費用の支払いを確認できる領収書の写し等の書類
- (5) 住宅の居住者が申請者以外の場合は、申請者との関係を証する戸籍謄本および居住を証する住民票等
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による建築物の建築等に関する申請および確認が必要な工事にあつては、同法第7条第5項および同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し
- (7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2の規定により、地区計画の区域内における建築等の行為の届出が必要な工事にあつては、当該届出の適合通知書の写し等
- (8) 市税の滞納の理由により次条の規定による不交付決定の通知を受けた後の再申請にあつては、市税の完納が確認できる納税証明書
- (9) 東日本大震災に起因して、避難している者であることがわかる書類および市内に居住していることがわかる書類（第3条第2項の規定による補助対象者等が申請者等の場合に限る）
- (10) 自然災害に伴う被害の復旧のためのリフォーム等工事にあつては、当該自然災害に伴う被害であることについての市長の証明書
- (11) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、第7条第1項に規定する補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定又は不交付の決定をするものとし、交付の決定をした場合は、交付する補助金の額を確定するものとする。

2 前項により補助金の交付の決定および交付する補助金の額の確定（以下「補助金の交付決定および確定」という。）をしたときは、住宅リフォーム補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号。以下「補助金交付決定等通知書」という。）、補助金の不交付の決定をしたときは、住宅リフォーム補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 前条第2項の規定による通知を受ける前に申請者が、申請を取り下げる場合は、速やかに、住宅リフォーム補助金交付申請取下届（様式第4号。以下「取下届」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の取下届が提出されたときは、当該補助金の申請はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第11条 市長は、第9条の補助金の交付決定および確定をしたときは、速やかに、申請者へ補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第12条 市長は、第7条の補助金の交付申請を受けた場合において、書類の審査および必要に応じて行う現地調査により、対象住宅および対象工事が第4条および第5条に規定する要件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を申請者に対して求めることができる。

(補助金の交付決定等の取消しおよび返還)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、住宅リフォーム補助金交付決定取消兼確定取消通知書（様式第5号）により補助金の交付決定および確定を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて住宅リフォーム補助金返還命令書（様式第6号）に

より返還を命ずることができるものとする。

(1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(平成25年度秋田市住宅リフォーム支援事業実施要綱の廃止)

2 平成25年度秋田市住宅リフォーム支援事業実施要綱（平成25年3月19日市長決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月19日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和6年1月26日から施行する。

### 別表 リフォーム等工事（第5条関係）

工事の内容
(1) 増改築又は減築工事（建替工事を除く。）
(2) 屋根、外壁、柱、雨樋等の修繕、塗装等の外装工事
(3) 耐震補強又は耐震改修工事
(4) 外壁、屋根、天井又は床等の断熱化工事
(5) 部屋の新設又は間仕切り等の室内変更工事
(6) 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替等の内装工事
(7) 窓、戸、サッシ、ふすま等の建具工事
(8) 電気、ガス、電話、インターネット等の設備工事
(9) トイレ、風呂、キッチンの改修等の給排水設備工事
(10) 住宅又は住宅の敷地内の手すり、スロープの設置、段差解消等の バリアフリー改修工事
(11) エアコン、FF式暖房機等の冷暖房、空調設備工事
(12) 食器棚、下駄箱等の室内造作工事
(13) 住宅用太陽光発電システム、高効率給湯器、住宅用蓄電池等の省 エネ設備工事
(14) 防災、防犯設備工事
(15) 住宅本体と一体化している住宅用の車庫、物置等の改修工事
(16) その他、住宅の居住環境の質の向上に資するものと市長が認める 工事